

北広島町公告第 40 号

北広島農業振興地域整備計画を策定（変更）したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定によって準用する第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により変更後の北広島農業振興地域整備計画書を北広島町役場農林課において縦覧に供する。

令和8年10月20日

北広島町長 箕野 博司

